

平成28年度行政事業レビューシート(厚生労働省)

事業名	CO中毒患者に係る特別対策事業経費			担当部局	労働基準局安全衛生部		作成責任者		
事業開始年度	平成18年度	事業終了(予定)年度	終了予定なし	担当課室	計画課		富田 望		
会計区分	労働保険特別会計労災勘定								
根拠法令 (具体的な条項も記載)	労働者災害補償保険法第29条第1項第1号 炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条			関係する計画、通知等	-				
主要政策・施策	-			主要経費	社会保障				
事業の目的 (目指す姿を簡潔に。3行程度以内)	炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法第11条に基づくリハビリテーション施設となっていた大牟田労災病院が、「労災病院の再編計画」(平成16年3月30日厚生労働省策定)に基づき、平成17年度末に廃止されたことにより、同病院の機能・役割を引き続き確保するため、後継医療機関において、CO中毒患者の特性を十分考慮した診療体制等や社会復帰支援体制等を整備するものである。								
事業概要 (5行程度以内。 別添可)	CO中毒患者の特有の症状に応じた適正な医療等を提供するため、大牟田労災病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院に次の業務を委託している。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施								
実施方法	委託・請負								
予算額・ 執行額 (単位:百万円)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度要求			
	予算の状況	当初予算	442	430	449	449	454		
		補正予算	-	-	-	-	-		
		前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
		翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
		予備費等	-	-	-	-	-		
		計	442	430	449	449	454		
成果目標及び成 果実績 (アウトカム)	定量的な成果目標	成果指標		単位	25年度	26年度	27年度	中間目標 - 年度	目標最終年度 28 年度
	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供することを目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等を整備する。その一環として実施するグループワークの年間実施日数を成果指標とする。	グループワークの年間実施日数	成果実績	実施日/日	153	154	153	-	-
			目標値	実施日/日	-	141	141	-	141
活動指標及び活 動実績 (アウトプット)	活動指標			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	委託医療機関数	活動実績	機関	1	1	1	-		
		当初見込み	機関	1	1	1	1		
単位当たり コスト	算出根拠			単位	25年度	26年度	27年度	28年度活動見込	
	X=執行額/Y=委託医療機関数	単位当たり コスト	百万円/件	442	430	449	449		
		計算式	X/Y	442/1	430/1	449/1	449/1		
平成 28 位 2 9 年 度 予 算 内 訳 (単)	歳出予算目	28年度当初予算	29年度要求	主な増減理由					
	社会復帰促進等事業委託費	449	454	医療・看護体制等の見直しによる増					
	計	449	454						

事業所管部局による点検・改善									
	項目	評価	評価に関する説明						
国費要投入の必	事業の目的は国民や社会のニーズを的確に反映しているか。	○	「点検結果」参照						
	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。	○	「点検結果」参照						
	政策目的の達成手段として必要かつ適切な事業か。政策体系の中で優先度の高い事業か。	○	「点検結果」参照						
事業の効率性	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。	△	「点検結果」参照						
	一般競争入札、総合評価入札又は随意契約(企画競争)による支出のうち、一者応札又は一者応募となったものはないか。	無							
	競争性のない随意契約となったものはないか。	有							
	受益者との負担関係は妥当であるか。	○	被災労働者の適正な保護を目的とする事業であることから、受益者との負担関係は妥当である。						
	単位当たりコスト等の水準は妥当か。	-	-						
	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。	-	-						
	費目・使途が事業目的に即し真に必要なものに限定されているか。	○	「点検結果」参照						
	不用率が大きい場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)	-	-						
	その他コスト削減や効率化に向けた工夫は行われているか。	-	-						
事業の有効性	成果実績は成果目標に見合ったものとなっているか。	○	平成27年度のグループワークの年間実施日数は153日であり、おおむね週3日として定めた成果目標(年間141回)を上回っており、成果実績は成果目標に見合ったものとなっている。						
	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的あるいは低コストで実施できているか。	-	-						
	活動実績は見込みに見合ったものであるか。	○	活動実績は見込みを達成している。						
	整備された施設や成果物は十分に活用されているか。	-	-						
関連事業	関連する事業がある場合、他部局・他府省等と適切な役割分担を行っているか。(役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)	-	-						
	所管府省・部局名	事業番号							
	-	-							
点検・改善結果	点検結果	<p>本事業は、昭和38年の三井三池炭鉱大規模炭じん爆発災害(死者458名、負傷者839名)により、大牟田労災病院に入院していたCO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等の提供を目的として、当該患者の特性を十分考慮した診療体制等の整備を行うもので、 ①炭鉱災害による一酸化炭素中毒症に関する特別措置法において、「政府は、炭鉱災害による一酸化炭素中毒症にかかる被災労働者のためのリハビリテーション施設の整備に努めなければならない」と規定されていること、 ②平成16年、坂口厚生労働大臣(当時)は国会の場において、患者については、国が最後まで責任を持って対応していく旨を答弁していること、 ③CO中毒による入院患者は、現在、平均年齢が80歳を超えており、その特性から療養環境を変えることは医療上問題があること等から、本事業は今後も引き続き実施する必要がある。 また、本事業は、大牟田労災病院の後継医療機関に入院しているCO中毒患者の継続的な医療、看護体制等の整備やリハビリテーションの実施等を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、 ①CO中毒患者の特有の症状に応じた医療の提供の一部を委託内容としていること ②大牟田労災病院の廃止・移譲時に、CO中毒患者に対して安心して診療・リハビリが行える環境を整備し、CO中毒患者の療養・リハビリが激変する事がないよう万全を期することを患者らと国が約束していることから、毎年度の契約のつど、委託先医療機関を変更することによる患者の療養環境の変化は避けなければならないこと、 ③患者については、国が責任を持って対応していく旨を国会において答弁しており、これを履行することが必要であること等から、これらの条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。</p>							
	改善の方向性	<p>委託先のCO中毒患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握し、特にCO中毒患者の特性に配慮しつつ、事業内容について協議をしながら委託事業を引き続き的確に進めていく。 また、年間の事業内容等については、社会保険大牟田吉野病院より、事業年度の翌年度に委託事業実施結果報告書及び委託費精算報告書の提出を受け、それらの内容を精査し、適切な事業内容及び会計処理となるよう引き続き必要な指導を行っていく。 これらを通じ、今後も必要な診療体制等の整備を図る。</p>							
外部有識者の所見									
点検対象外									
行政事業レビュー推進チームの所見									
通現り状	点検結果は妥当であり、執行率も良好であることから、引き続き必要な予算額を確保し、適正な執行に努めること。								
所見を踏まえた改善点/概算要求における反映状況									
現状通り	-								
備考									

関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成22年度	660-9	平成23年度	984	平成24年度	829
平成25年度	424	平成26年度	434	平成27年度	446

※平成27年度実績を記入。執行実績がない新規事業、新規要求事業については現時点で予定やイメージを記入。

厚生労働省
449百万円(平成27年度執行額)

受託先のCO中毒入院患者の現状、事業の進捗状況等を適宜把握
適切な事業内容、会計処理となるよう必要な指導

↓

【随意契約(その他) ※】

A.(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院
449百万円(平成27年度執行額)

CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供
するための医療、看護体制等の整備やリハビリテーション
の実施等

資金の流れ
(資金の受け取り先が何を行っているかについて補足する)
(単位：百万円)

※随意契約(その他)

本事業は、CO中毒患者の継続的な医療、看護体制等の整備やリハビリテーションの実施等を主な委託内容とするものであるが、その性質及び目的から鑑みた場合、

- ① CO中毒患者の特有の症状に応じた医療の提供の一部を委託内容としていること、
- ② 大牟田労災病院の廃止・移譲時に、CO中毒患者に対して安心して診療・リハビリが行える環境を整備し、CO中毒患者の療養・リハビリが激変することがないよう万全を期することを、患者らと国が約束していることから、毎年度の契約のつど、委託先医療機関を変更することによる患者の療養環境の変化は避けなければならないこと、
- ③ 患者については、国が責任を持って対応していく旨を国会において答弁しており、これを履行することが必要であること

等から、これらの条件を満たす競争を行う相手がなく、今後も大牟田労災病院の後継医療機関である社会保険大牟田吉野病院と契約を締結する必要がある。

支出先上位10者リスト

A.

	支 出 先	法 人 番 号	業 務 概 要	支 出 額 (百万円)	契 約 方 式	入 札 者 数 (応 募 者 数)	落 札 率	一 者 応 札・一 者 応 募 又 は 競 争 性 の な い 随 意 契 約 と な つた 理 由 及 び 改 善 策 (支 出 額 10 億 円 以 上)
1	(一社)福岡県社会保険医療協会社会保険大牟田吉野病院	1290005015872	CO中毒患者の特有の症状に応じた適切な医療等を提供するため、次の業務を委託している。 ・医療、看護体制等の整備 ・リハビリテーション(グループワーク等)の実施 ・レクリエーションの実施 ・送迎の実施	449	随意契約 (その他)	-	100%	-

国庫債務負担行為等による契約先上位10者リスト